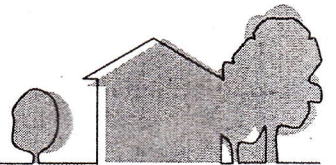


- 昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法の改正が行われ、地震に対する耐震性能の見直しが行われました。これ以前の建物は、現在の基準と比べると、耐震性が劣り、震度 5 強で倒壊する可能性が非常に高いといわれています。
- 阪神・淡路大震災では、被害者の約 9 割の方が建物の倒壊によってなくなっています。

～ 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度 木造住宅編～

リフォームにあわせて耐震改修工事をしませんか。



○ 耐震改修のメリット

補助制度

耐震診断、耐震設計、耐震改修工事にかかる費用に対する補助制度があります。

〈最大〉

**160万円**

(耐震診断・設計・工事の補助総額)

※ 上記以外にも、条件により補助率が変更になる場合があります。

税の特別控除

固定資産税や所得税の特別控除\*\*を受けることができます。

〈最大〉

**20万円 + α万円**

所得 税 固定資産税

(問い合わせ先)

固定資産税→金沢市役所 資産税課  
Tel 076-220-2151

所得 税→金沢国税局 金沢税務署  
Tel 076-261-3221

地震保険料率の割引

地震保険の保険料が割引き\*\*されることがあります。

〈耐震診断・耐震改修工事をした場合〉

**10% 割引**

詳しい内容については、各損害保険会社の相談窓口または代理店にご相談ください。

※注 補強工事により上部構造評価 1.0 以上となる建物が対象となります。

さらに！

平成 24 年 10 月 31 日までに断熱改修とあわせて耐震改修を行った場合、住宅エコポイントが最大 150,000 ポイント加算される場合があります。

○ 補助条件 (抜粋)

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、3 階建て以下の在来軸組木造住宅 (共同住宅等を含む)

	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
補助率	補助率 2/3 上限 10万円	補助率 2/3 上限 20万円	補助率 2/3 上限 130万円 (共同住宅等 60万円/戸)

※ 上記以外にも、条件により補助率が変更になる場合があります。

(平成24年4月1日現在)